

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 6月27日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第69号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（平成12年佐賀県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（不正行為があった場合の措置）</p> <p>第13条 知事は、<u>法第36条の4第1項</u>に規定する試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、若しくはその試験を無効とし、又は合格の決定を取り消すことができる。</p> <p>2 略</p> <p>様式第9号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p><u>薬事法第36条の4第1項</u>の規定による登録販売者試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p>	<p>（不正行為があった場合の措置）</p> <p>第13条 知事は、<u>法第36条の8第1項</u>に規定する試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、若しくはその試験を無効とし、又は合格の決定を取り消すことができる。</p> <p>2 略</p> <p>様式第9号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p><u>薬事法第36条の8第1項</u>の規定による登録販売者試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。